

市第 109 号議案

スポーツ施設の指定管理者の指定

次のようにスポーツ施設の指定管理者を指定する。

平成27年12月 4 日提出

横浜市長 林 文 子

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
横浜市鶴見スポーツセンター	中区尾上町6丁目81番地	公益財団法人横浜市体育協会 会長 山 口 宏	平成28年4月1日から平成33年3月31日まで
横浜市神奈川スポーツセンター	同	同	同
横浜市西スポーツセンター	同	同	同
横浜市中スポーツセンター	同	同	同
横浜市南スポーツセンター	同	同	同
横浜市港南スポーツセンター	同	同	同
横浜市保土ケ谷スポーツセンター	同	同	同
横浜市旭スポーツセンター	同	同	同
横浜市磯子スポーツセンター	同	同	同
横浜市金沢スポーツセンター	同	同	同
横浜市港北スポーツセンター	東京都台東区台東1丁目27番1号	シンコースポーツ・東急ファシリティサービス共同事業体 代表者	同

		シンコースポーツ株式会社 代表取締役 石崎 克己 社長	
横浜市緑スポーツセンター	中区尾上町 6 丁目 81 番地	公益財団法人横浜市体育協会 会長 山 口 宏	同
横浜市都筑スポーツセンター	同	同	同
横浜市戸塚スポーツセンター	同	同	同
横浜市泉スポーツセンター	同	同	同
横浜市瀬谷スポーツセンター	同	同	同

提 案 理 由

横浜市鶴見スポーツセンター等の指定管理者を指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により提案する。

参 考

シンコースポーツ・東急ファシリティサービス共同事業

体の構成員

- 1 東京都台東区台東 1 丁目 27 番 1 号

シンコースポーツ株式会社

代表取締役 石 崎 克 己
社 長

- 2 東京都目黒区東山 3 丁目 7 番 1 号

東急ファシリティサービス株式会社

代表取締役 高 橋 俊 之
社 長

地方自治法（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第 244 条の 2 （第 1 項から第 5 項まで省略）

- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（第 7 項から第 11 項まで省略）